

東海市情報公開審査会会議録

(令和7年(2025年)5月1日開催)

東海市情報公開審査会会議録

- 1 開催日時 令和7年（2025年）5月1日（木）
 - (1) 開会 午前10時
 - (2) 閉会 午前10時20分
- 2 開催場所
東海市役所 201会議室（2階）
- 3 議題
 - (1) 会長の選出
 - (2) 会長職務代理者の指名
 - (3) 令和6年度（2024年度）の情報公開制度の運用状況について
- 4 出席委員
鈴木健司、岸貴介、江原信成、長尾正博、家田安啓
- 5 欠席委員
なし
- 6 事務局出席者
総務部長 小笠原尚一、総務法制課長 河村朋大、
同統括主任 富田博太郎、同主任 廣瀬裕惟、同主任 木下友貴
- 7 公開、非公開の別
公開
- 8 傍聴者数
0人

9 議事内容

(1) 開会

[総務法制課長]

それでは、定刻となりましたので、ただいまから東海市情報公開審査会を開催させていただきます。

(2) 委嘱辞令の交付

[総務法制課長]

始めに、委員の皆様へ委嘱状をお渡しさせていただきます。

お名前をお呼びさせていただきますので、呼び上げましたら御起立をお願いいたします。

(総務部長から各委員に対し委嘱状を交付)

[総務法制課長]

総務部長から御挨拶申し上げます。

[総務部長]

(挨拶)

[総務法制課長]

ここで、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。

資料1にございます委員名簿の順にお願いします。

(鈴木委員 自己紹介)

(岸委員 自己紹介)

(江原委員 自己紹介)

(長尾委員 自己紹介)

(家田委員 自己紹介)

[総務法制課長]

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(総務法制課 河村課長 自己紹介)

(総務法制課 富田統括主任 自己紹介)

(総務法制課 木下主任 自己紹介)

(総務法制課 廣瀬主任 自己紹介)

以上が事務局職員ですので、よろしくお願いいたします。

(3) 会長の選出

[総務法制課長]

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

なお、会長が選出されるまでの間につきましては、私の方で議事の取りまわしをさせていただきます。

早速でございますが、次第の「3 会長の選出」を議題とさせていただきます。

東海市情報公開審査会規則第2条第1項の規定によりまして、本審査会に会長を置き、委員の互選により定めるとされていることから、会長の選出をお願いするものでございます。

資料1を御覧ください。

会長の選出につきまして、どのような方法がよろしいか御意見を願いたいと思います。

[長尾委員]

はい。

[総務法制課長]

長尾委員。

[長尾委員]

指名推選の方法がよろしいかと思えます。

私は、情報公開審査会の前任期の会長であり、会議運営の御経験がある鈴木委員を推選いたします。

[総務法制課長]

ありがとうございます。

ただいま長尾委員から、指名推選により鈴木委員を会長に推選する御発言がございました。

お諮りさせていただきます。

指名推選により鈴木委員を会長とすることにつきまして、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

それでは、鈴木委員が東海市情報公開審査会の会長に選出されましたので、よろしく願いいたします。

鈴木会長、恐れ入りますが、会長席への移動をお願いいたします。

(鈴木委員、会長席に移動)

それでは、会長から就任の御挨拶をお願いいたします。

[鈴木会長]

(挨拶)

[総務法制課長]

ありがとうございました。

それでは、これからの議事の取りまわしは、会長をお願いいたします。

(4) 会長職務代理者の指名

[鈴木会長]

それでは、これより、私が議事の取りまわしをさせていただきます。

委員の皆様のご協力をお願いいたします。

次第の「4 会長職務代理者の指名」を議題といたします。

東海市情報公開審査会規則第2条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理することから、会長の職務代理者を指名させていただくものでございます。

職務代理者は、会長が指名するとされておりますので、岸委員を職務代理者に指名させていただきます。よろしく願いします。

[岸委員]

承知しました。よろしく願いいたします。

(5) 報告事項

[鈴木会長]

続きまして、次第の「5 報告事項」の「令和6年度（2024年度）の情報公開制度の運用状況について」を議題といたします。

こちらにつきましては事務局から説明をお願いいたします。

[総務法制課長]

それでは令和6年度の情報公開制度の運用状況について御報告申し上げます。

資料2を御覧ください。

この資料左側には直近5年間、令和2年度から令和6年度までの各年度における「情報公開請求件数」、それから「請求に対する開示決定等の内訳」、そして「開示決定等に対する審査請求件数」を一覧にしております、

資料右側には直近12年間、平成25年度から令和6年度までの各年度における情報公開請求件数の推移をグラフに表しております。

請求件数は年々増加傾向にありまして、令和6年度の請求件数は141件で、前年度から54件増加し、直近12年間における最多件数となっております。

昨年度から請求件数が増加した文書のうち主なものは、プロポーザルの審査関係書類や、土木工事関係書類、建築確認関係書類などがございます。

請求に対する開示決定等の内訳は、全部開示が71件、一部開示が61件、不開示が9件となっております。

なお、一部開示又は不開示の決定に対する審査請求については、平成29年度を最後に、平成30年度以降なされておられません。

資料3をお願いいたします。

この明細表では、令和6年度における開示請求の内容、請求に対する処分決定内容や不開示とした記載事項などを記載しております。

開示請求件数が多いため、開示請求内容の概要をまとめて御説明させていただきます。

開示請求は、会社などの事業者から行われるものが大半でございまして、請求件数全体の141件のうち、109件を占めております。

その請求の対象となった文書のうち主なものは、設計書、成績評定書などの工事関係文書のほか、建築計画概要書、プロポーザルの審査結果、市が加入する保険契約書類などで、営業に関連した資料の入手や、情報収集を目的とした請求が多いものと思われます。

個人から行われた請求といたしましては、契約書などの道路工事関係資料や、学校における文書、新型コロナワクチン接種者に関する文書などがございました。

開示にあたり、いくつかの文書では、文書の一部を不開示・黒塗りとしておりますが、その理由につきましては、個人情報、事業活動情報、審議等情報など、東海市情報公開条例に規定する不開示情報に該当したことによるものです。

それぞれの不開示情報の具体例といたしましては、個人情報は、個人の氏名、

住所、メールアドレス、個人の印鑑の印影、

事業活動情報は、法人代表者印の印影、法人の財務状況、プロポーザルの提案書など事業者のノウハウに関する情報、

審議等情報は、プロポーザルの審査結果表における審査員の氏名といった情報となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

[鈴木会長]

ただ今事務局から説明のありましたこの件につきまして、御質問等あれば、御発言をお願いいたします。

せつくなので何か分からない点がありましたら御質問いただければと思いますが。

[長尾委員]

昨年度開示請求のあった141件のうち、109件は会社などの事業者からの請求ということで、請求の内訳はよく理解できたのですが、請求件数が141件と、今までと比較して多くなっていることについて、どういった理由によるものか分析はしているのでしょうか。

[総務法制課長]

推測ではありますが、事業者の間で情報公開制度の認知度が上がってきたことが要因として考えられます。工事の設計書などの文書の開示を請求し、入手した上で、内容を分析し事業活動のために使用するといったケースが増えているものと考えております。

またもう一点、知多地区の市町が共同で設置する教科書採択の協議会がございまして、昨年度は東海市が事務局となっていたのですが、その協議会の文書の開示については事務局となる市が対応することとなっておりますので、教科書会社から教科書採択に係る文書の請求が多くあったというのも開示請求の件数が増えた要因となっております。

[鈴木会長]

他はよろしいでしょうか。

私から質問ですが、こちらの情報公開条例はホームページで見ることはいですか。

[総務法制課長]

はい、見ることができます。

[岸委員]

資料3の「処分決定内容」の欄で、全部開示や一部開示とった決定内容の下に括弧書きで義務又は任意とあるのは、どういった意味でしょうか。

[総務法制課統括主任]

情報公開制度において、情報公開請求をする権利と、それに対して市が情報を開示する義務は、東海市情報公開条例を根拠にしておりますが、この条例の施行日が平成7年4月1日となります。

そのため、条例施行日である平成7年4月1日以降に市が作成した文書については、市は開示する義務を負っておりますが、施行日より前の文書については、条例上は開示する義務は負っておりません。

従いまして、文書の開示を行う根拠として、条例施行日以降の文書については条例に基づく義務、施行日より前の文書については施行日以降の文書の取扱いを準用し、任意で行っているという違いがあります。

[岸委員]

文書の開示自体に関する「義務」と「任意」であって、全部開示や一部開示とった決定内容に関するものではないということですね。

[総務法制課統括主任]

その通りです。

(6) その他

[鈴木会長]

続きまして、次第の「6 その他」を議題といたします。

事務局から何かありましたら説明をお願いいたします。

[総務法制課長]

事務局から連絡いたします。

審査会の招集についてです。今後、審査請求が提起されたときなど、情報公開制度に関し実施機関から諮問があったときは、審査会を招集させていただきますので、その際はよろしくをお願いいたします。

[鈴木会長]

本日の議事録については、事務局に作成していただきますが、確認を長尾委員
にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[長尾委員]

はい。

(7) 閉会

[鈴木会長]

それでは、これもちまして東海市情報公開審査会を終了いたします。

御協力ありがとうございました。